

学生の懲戒処分に関する規程運用細則（違法、迷惑駐車）

運営委員会

平成25年3月6日制定

（目的）

第1条 この規程は、「学生の懲戒処分に関する規程」第17条に基づき、法律や社会的規範を軽んじ、違法、迷惑駐車をした場合の運用について定める。

（迷惑駐車の定義）

第2条 迷惑駐車であるか否かは、迷惑駐車であると通告した者、通告を受けた車両を利用して通学した本学学生、学生委員、以上3者による実地調査の結果をもって、学生委員会が判断するものとする。

なお、本学学生がこの実地調査に同行しない場合は、迷惑駐車であると通告した者、学生委員による実地調査をもってこれに代えるものとする。

（罰則）

第3条 違法、迷惑駐車であると判断された場合は、学長は以下の罰則を適用する。ただし、学生委員会の指示に従わなかった場合、あるいは真摯な態度で活動を実施しなかった場合には、第2回目の罰則を適用する。

（1）第1回目の場合は、戒告とするとともに停学予告を行い、さらに学生委員会が指示する活動を指示された期間実施する。

（2）第2回目の場合は、停学とする

附則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、改正（第5条）により平成27年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。